

公益社団法人 愛知県看護協会看護研究助成要領

1 趣 旨

この要領は、公益社団法人愛知県看護協会看護研究助成規程に基づき、必要な事項を定める。

2 留意事項

- (1) 研究は個人及び2名以上の共同研究とする。
- (2) 共同研究は、異なる施設のものでもよい。
- (3) 他の助成金を受けている者及び過去に助成を受けたことのある者は応募できない。なお、共同研究者はこの限りではない。

3 助成に関する金額と用途

助成申請額および助成額は、1件当たり20万円以内とする。

また、助成金の用途については、直接研究にかかわる経費のみとする。

<例 示>

物品費：研究に必要な物品を購入するための経費

人件費・謝金：研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集、データ入力等）をする者にかかる人件費・謝金等

旅 費：研究代表者、研究分担者、その他研究への協力をする者の出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費・宿泊費）

その他：上記のほか当該研究を遂行するための経費（印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費等）会議費（会場借料費等）レンタル料（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）研究成果発表費用（学会誌投稿料、研究成果広報用パンフレット作成費用等）

4 応募方法

- (1) 募集方法 公益社団法人愛知県看護協会から各施設に通知する。
- (2) 募集期間 毎年12月1日から翌年1月14日（必着）までとする。

5 選考方法

- (1) 助成金の申請書は、看護研究助成委員会において審査選考する。また、申請者に対して研究内容等について照会することもある。
- (2) 看護研究助成選考において、臨地での実践者の研究を優先して採択する。

6 決定通知

助成金の決定通知は、研究責任者に応募年度の3月末日までに文書で連絡する。

7 交付方法

助成金の交付は個人名義あてとする。

8 助成期間と成果の報告

- (1) 研究期間は原則として、当該年度4月から3月末日までの1年間とする。但し、やむを得ず研究期間を延長する場合は、所定の「公益社団法人愛知県看護協会看護研究助成研究期間延長願」を提出する。
- (2) 助成金の使用期間は、助成を受けた年度限りとする。
- (3) 助成決定後の義務は、次のとおりとする。

ア 助成決定後は、別紙「研究計画書」に基づき研究を実施し、「公益社団法人愛知県看護協会看護研究助成研究報告書・会計報告記載の手引き」に従い、研究完了の報告及び収支報告を提出する。

イ 上記報告書の提出期限は、助成年度の3月末日とする。

ウ 当該年度中に使用できなかった助成金の残額の返還については、助成年度の翌年度の4月10日までとする。

エ 成果物は、看護協会が開催する学会及び看護系の学会等に口頭・施設発表あるいは紙上発表する。なお、学会等への発表時は、愛知県看護協会看護研究助成を受けたことを明記する。

オ 助成を受ける者は、翌年度中に発表を終了しなければならない。やむを得ず、さらに遅れる場合は、翌年度1月末日までに所定の「公益社団法人愛知県看護協会看護研究助成研究発表延長願」を提出し、承認を受けなければならない。

カ 学会発表後は、「公益社団法人愛知県看護協会看護研究助成学会報告届書」を提出する。

キ 発表が翌年になった場合も、発表後速やかに「公益社団法人愛知県看護協会看護研究助成学会報告届書」を提出しなければならない。

9 その他

(1) 研究発表の終了したものについては、毎年、研究助成委員会で「愛知県看護協会看護研究助成報告論文集」を作成する。

(2) 「愛知県看護協会看護研究助成報告論文集」に掲載した論文で、研究者が承諾した論文に関しては、愛知県看護協会ホームページに論文を掲載する。

(3) 独創的で、優秀な研究については、モデル研究として、愛知県看護研究学会で発表する。

(4) 提出された書類は返却しない。

附 則 この要領は、平成16年10月22日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年11月1日から施行する。